

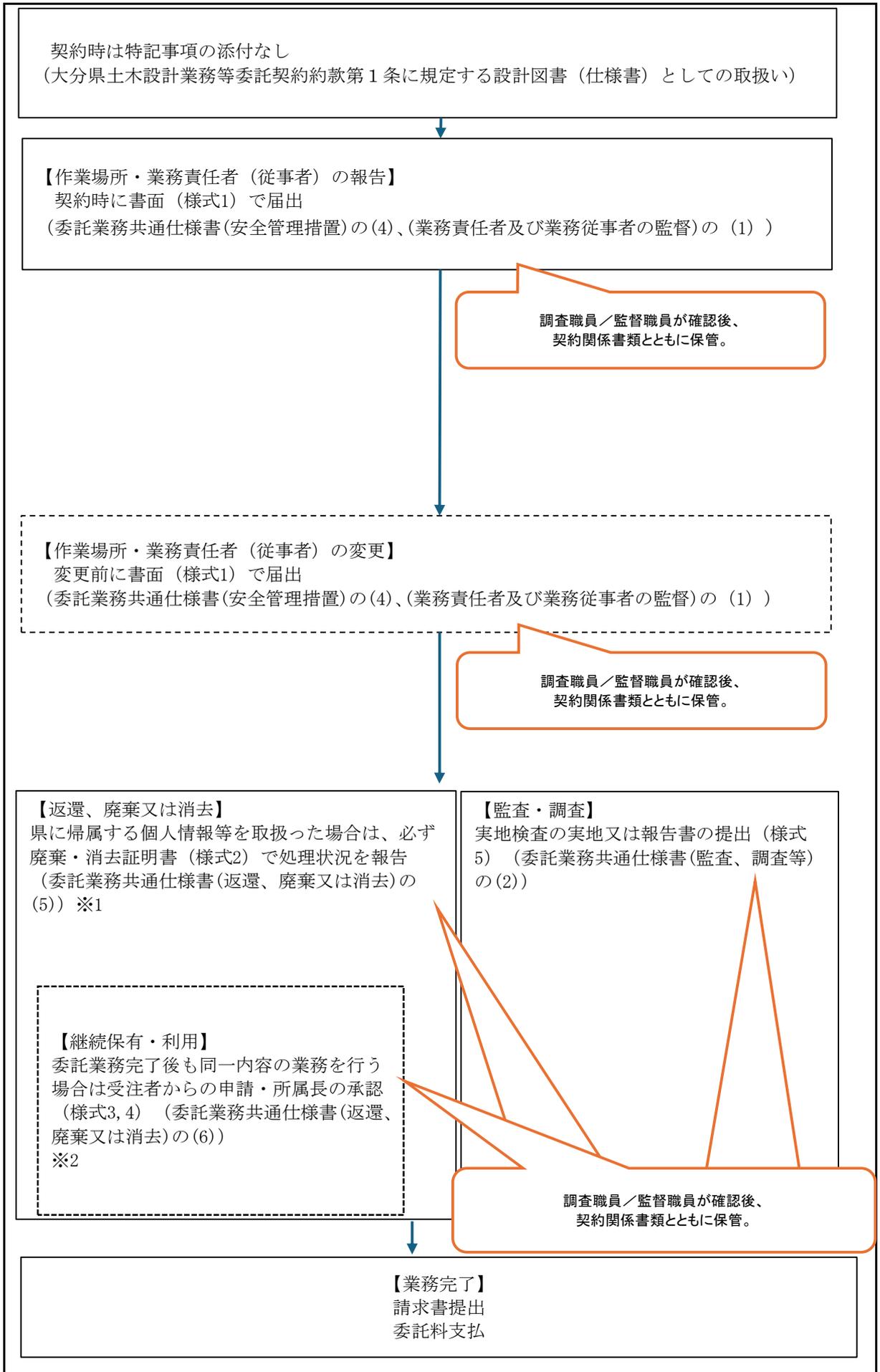
機密情報・個人情報を取り扱う委託業務の手の流れ

委託業務契約の締結

委託業務着手～完了前

業務の完了
検査・報告

支払



※1 結果として個人情報の取扱いがなかった場合においても廃棄・消去証明書(様式2)の提出が必要。

※2 機密情報・個人情報を引き続き保有・利用する必要がなくなった場合は、その時点で廃棄・消去証明書(様式2)の提出が必要。